

仲よし教室・みのり教室運営業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

本要領は、坂出市（以下「市」という。）が実施する放課後児童健全育成事業を委託するに当たって、児童の健全育成等の分野において優れた実績と専門知識を有し、均一かつ良質なサービスが提供可能な委託事業者を、公募型プロポーザル方式によって選定することを目的に、必要な事項を定めたものである。

2 担当課

〒762-8601

坂出市久米町一丁目18番20号（教育会館2階）

坂出市教育委員会教育総務課管理係

TEL 0877-44-5026

FAX 0877-44-4566

E-mail kyouikusoumu@city.sakaide.lg.jp

3 業務概要

（1）業務名

仲よし教室・みのり教室運営業務委託

（2）業務内容

「仲よし教室・みのり教室運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

（3）契約期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

（4）履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（5）履行場所

市内9小学校17教室および児童館1教室（詳細は、仕様書のとおり）

ただし、坂出市再編新校（前期）建設基本計画による学校再編に伴い校区数および教室数は変動の可能性がある。

（6）委託事業者数

1事業者

4 参加資格

参加資格は、次の要件をすべて満たす法人またはその他の団体（以下「法人等」という。）とする。

- （１）香川県内に活動拠点（法人等の本店または支店など）があること。もしくは、令和８年２月末までに市内に活動拠点を設置すること。
- （２）放課後児童健全育成事業または類似事業の実績を有していること。
- （３）市の児童福祉行政を理解し、積極的に協力する事業者であること。
- （４）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定により市または他の地方公共団体から過去に指定の取り消しを受けていないこと。
- （５）企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、坂出市建設工事指名停止等措置要領（昭和６３年６月１日要綱）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- （７）宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- （８）国税および地方税を滞納していないこと。
- （９）地方自治法第９２条の２、第１４２条（同法１６６条第２項の規定により準用する場合を含む。）または第１８０条の５第６項の規定に該当する法人等または受託者の選定を行う選定委員およびその家族の属する法人等でないこと。
- （１０）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員もしくはその支店もしくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者または暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団およびアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

5 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月20日（月）まで（土日、祝日は除く。）

(2) 配布方法

坂出市ホームページ「仲よし教室・みのり教室運営業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について」

(<https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/kyouikusoumu/nakayosi-koubo.html>)

からダウンロードするものとする。窓口での配布は行わない。

6 説明会

本件に関する説明会は開催しない。

7 質問書の提出および回答

本実施要領等に関する質問は、次のとおり受付し回答する。

(1) 受付期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月10日（金）午後5時までに必着

(2) 質問の提出方法

質問書（様式第4号）を電子メールまたはFAXにて提出すること。なお、質問書を送付した際には、必ず電話により教育総務課管理係まで確認の連絡を入れること。電子メールの送付の際には、質問書をZIP形式等圧縮フォルダには格納せず、ファイルをそのまま添付すること。

(3) 宛先

前記第2項「担当課」に同じ。なお、件名は「仲よし・みのり教室運営業務委託の質問書」とすること。

(4) 回答方法

本実施要領等に関する質問および回答内容は、市ホームページにて随時公開する。

(5) 回答期限

令和7年10月16日（木）を最終期限とする。

8 参加表明書等の受付

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次により参加表明書等を提出すること。な

お、提出期限内に参加表明書等を提出しない者または前記第4項「参加資格」の要件を満たさない者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

(1) 提出期限

令和7年10月20日（月）午後5時までに必着

(2) 提出方法

提出書類等は、持参または郵送により提出すること。なお、持参の場合、受付時間は午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日は除く。）とし、郵送の場合は、簡易書留によるなど、確実な方法を取り、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出先

前記第2項「担当課」に同じ。

(4) 参加に必要な提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 法人の概要・事業経歴（様式第3号）
- ④ 法人等の概要（組織および運営に関する事項）を記載した書類
- ⑤ 定款、寄附行為またはこれらに準じる書類
- ⑥ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（発行後3カ月以内）
- ⑦ 財務諸表（過去2年間）
- ⑧ 納税証明書（直近1年間）

（ア）坂出市内に本店または支店・営業所等を有する者

- （a）市税の完納証明書
- （b）香川県税の完納証明書
- （c）消費税および地方消費税の完納証明書
- （d）法人税の完納証明書

（イ）（ア）以外で県内に本店または支店・営業所等を有する者

上記（ア）の（b）（c）（d）

（ウ）（イ）以外の者

上記（ア）の（c）（d）

(5) 提出部数等

（4）の書類をA4縦型2穴ファイルに順番に綴じ、ファイルの表紙および背表紙には「仲よし教室・みのり教室運營業務委託応募書類」「法人名」を記載すること。また、各書類の間には仕切りとして白紙を挟み、仕切り紙に（3）①～⑧の該当書類番号を記したインデックスを付け、1部提出すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年11月7日（金）午後5時までに必着

(2) 提出方法

前記「第8項（2）提出方法」に同じ

(3) 提出先

前記第2項「担当課」に同じ。

(4) 提出書類

① 企画提案書（様式第5号）

仕様書の業務を遂行するための具体的な事業計画を記載すること。なお、様式に収まらない場合、適宜、行追加してもよいが、各小項目（（1）、（2）・・・）につき最大1ページまでとする。文字サイズは10.5ポイントとする。

企画提案書に「正本または副本」を記載した表紙（A4長辺2穴綴じ）をつけ、11部（正本1部および副本10部）提出すること。

なお、本提案書には「法人名」を記載しないこと。

② 見積書（様式第6号）

(ア) 見積書および見積積算内訳書作成要領

(a) 見積金額は、前記第3項（4）「履行期間」の5カ年分を合算した額とする。

(b) 見積積算内訳書の項目は、小項目ごとに積算根拠を記入し、適宜、名称変更、追加・削除等を行ってよい。なお、年度ごとに、積算内訳書を作成すること。

(c) 人件費は、仕様書「第11項（1）」に定めた配置基準を参考に積算すること。

なお、障がい児加配職員の人件費は、必要最少人数の15名分（加配職員が必要と見込まれる教室数15教室）に加えて、障がいのある児童の受け入れ増加に伴う増員分を見込んで積算すること。

(d) 見積額には、仕様書の別表3「費用分担表」の受託者負担分を見込むこと。

(e) 本業務を受託するに当たって法人等として必要な経費（業務管理費等）を積算すること。

(f) 見積書および見積積算内訳書は、企画提案書の次に綴じ、各書類の間には仕切りとして白紙を挟み、仕切り紙に「企画提案書」「見積書」と記したインデックスを付け、11部（正本1部および副本10部）提出すること。

10 見積上限額

880,000,000円（※非課税）

なお、上記金額は、プロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。

※本業務に係る消費税および地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項および別表第二第7号による。

11 参加辞退

参加表明書等の書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第7号）を前記第2項「担当課」まで、持参または郵送にて提出すること。

12 選定審査

「仲よし教室・みのり教室運営業務委託公募型プロポーザル審査基準書」に基づき、仲よし教室・みのり教室運営事業者選定委員会にて評価を行い、選定する。

13 選定後の手続き

（1）契約の締結

市は、選定委員会において選定された最優秀提案事業者を優先交渉権者とし、業務委託契約の締結交渉を行う。また、特別な理由により最優秀提案事業者と契約締結ができない場合は、次点提案者と契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した者を、市は委託者として決定する。

（2）仕様書の確定

最優秀提案事業者の選定をもって、当該提案者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではなく、市と事業者との協議により、企画提案書の項目変更、追加および削除を行った上で、本契約の仕様に反映させることができるものとする。

（3）委託料

- ① 委託料は、提出された見積書をもとに、再度見積もりを徴取し、契約額を決定する。なお、プロポーザルにおいて提案された見積額を超える金額での契約は締結しない。
- ② 業務開始前の準備に要する費用は、受託者の負担とする。
- ③ 前払い金は支払わない。
- ④ 支払い方法は、市と受託者が協議の上、契約書をもって定める。

（4）契約書の作成

市と受託者で協議した上で、契約書を作成する。

14 失格要件

提出者が、次のいずれかに該当するときは、失格または無効となる。

- (1) 前記第4項「参加資格」に定める参加資格の要件が備わっていないとき。
- (2) 前記第10項の見積上限額を超える見積もりを提出したとき。
- (3) 審査基準書別表2に示す評価項目のうち、ひとつでも「不可」の配点となったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (6) 一事業者が複数の提案を行ったとき。
- (7) 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき。
- (8) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (9) 提出書類が期限を過ぎて提出されたとき。

15 提出書類の取り扱い

- (1) 参加表明書、企画提案書その他提出された書類は返却しない。
- (2) 原則として、提出書類の修正はできない（軽微な修正は除く）。
- (3) 必要に応じて追加資料を求める場合がある。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市は、委託者が提出した書類等を、市の業務上、必要な場合、無償で利用できるものとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6) 提出書類は、坂出市情報公開条例（平成14年坂出市条例第1号）に基づく情報公開の対象となる。

16 その他

- (1) 選定結果については、市ホームページ等において公表する。
- (2) 本プロポーザルの参加に係る費用は、すべて提案者の負担とする。

また、市がやむを得ない事情により本プロポーザルの実施ができないと認めるときは、停止または中止する場合がある。なお、この場合、提案者はそれまでに要した費用を、本市に請求することはできない。

様式第 1 号

令和 年 月 日

坂出市長 殿

申請者 所在地

法人名

代表者氏名

印

電話番号

参加表明書

募集のありました仲よし教室・みのり教室運営業務委託に係るプロポーザルに関し、下記書類を提出の上、参加表明いたします。

記

- 1 事業の名称 仲よし教室・みのり教室運営業務委託

- 2 添付書類 (1) 誓約書（様式第 2 号）
 (2) 法人の概要・事業経歴（様式第 3 号）
 (3) 法人等の概要（組織および運営に関する事項）を記載した書類
 (4) 定款、寄附行為、またはこれらに準じる書類
 (5) 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）
 (6) 財務諸表（過去 2 年分）
 (7) 納税証明書（国税および地方税について未納税額がないことの証明

令和 年 月 日

坂出市長 殿

申請者 所在地

法人名

代表者氏名

印

電話番号

誓 約 書

仲よし教室・みのり教室運営業務委託事業者として参加表明するに当たり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 香川県内に活動拠点（法人等の本店または支店など）があること。もしくは、令和8年2月末までに坂出市内に活動拠点を設置すること。
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により坂出市または他の地方公共団体から過去に指定の取り消しを受けていないこと。
- 3 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、坂出市建設工事指名停止等措置要領（昭和63年6月1日要綱）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- 5 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- 6 国税および地方税を滞納していないこと。
- 7 地方自治法第92条の2、第142条（同法166条第2項の規定により準用する場合を含む。）または第180条の5第6項の規定に該当する法人等または受託者の選定を行う選定委員およびその家族の属する法人等でないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員もしくはその支店もしくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者または暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団およびアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- 9 提出書類に虚偽の記載がないこと。

法人の概要・事業経歴

令和 年 月 日現在

法人等の名称				
所在地	〒			
代表者氏名				
設立年月日	年 月 日			
職員数		年間予算		
事業経歴				
業務内容				
法人運営に関する基本的な考え方・理念				
役員・評議員の構成 (別紙添付可)	役職名	氏 名	生年月日	住所
現在運営している同種施設等 (別紙添付可)	施設名	受託先名	受託期間	業務内容
連絡担当者	担当部署		電話番号	
	担当者役職		F A X	
	担当者名		E-mail	

令和 年 月 日

坂出市教育委員会教育総務課 あて

所在地

法人名

担当者氏名

電話番号

F A X

電子メール

質 問 書

仲よし教室・みのり教室運営業務委託公募型プロポーザル実施要領・仕様書について、質問事項がありますので提出します。

質問項目	(公募型プロポーザル実施要領・仕様書の別 第 項 ページ等)
内 容	

(注意) 質問事項は、当様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

提出先 坂出市教育委員会教育総務課

E-mail kyouikusoumu@city.sakaide.lg.jp

※メールの送付の際には、ZIP 形式等圧縮フォルダには格納せず、ファイルをそのまま添付すること。

F A X 0 8 7 7 - 4 4 - 4 5 6 6

(様式第 5 号)

企画提案書

事業計画書
1 受託事業者としての適性
(1) 放課後児童健全育成事業を運営するに当たっての基本理念
(2) 同種事業・類似事業の実績

2 事業内容
(1) 日常活動および季節行事
(2) 児童の情緒安定
(3) 障がいのある児童の受け入れ体制
(4) 学校・地域・行政機関等との協力・連携

2 事業内容

(5) 保護者との関わり

(6) 利用者意見の反映

3 管理運営

(1) 職員の処遇および人材確保

(2) 支援員等の配置および勤務体制

(3) 人材育成

4 安全対策・危機管理

(1) 情報管理

(2) 児童の健康管理

(3) 児童の安全対策について

(4) 施設の維持・管理

見 積 書

坂出市長 様

提出者 所在地

法人名

代表者氏名

印

電話番号

仲よし教室・みのり教室運営業務委託公募型プロポーザル実施要領・仕様書を基に、下記のとおり見積りします。

記

見積金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

【見積金額の内訳】

年 度	金 額 (単位：円)
令和 8 年度委託料	
令和 9 年度委託料	
令和 1 0 年度委託料	
令和 1 1 年度委託料	
令和 1 2 年度委託料	
合 計	

※積算内訳書は、別紙のとおり

(別紙)

令和 年度見積積算内訳書

(単位：円)

費用項目		金 額	算出根拠
大項目	小項目		
人件費			
報償費			
需要費			
役務費			
委託料			
その他 経 費			
業務管理費（利益含む）			
合 計			

令和 年 月 日

坂出市長 殿

提出者 所在地

法人名

代表者氏名

印

担当者 氏名

所属

電話番号

E-mail

参加辞退届

この度、下記の理由により仲よし教室・みのり教室運営業務委託に係るプロポーザルの参加に関し、辞退いたしたく届け出ます。

記

辞退理由